

日本青年国際交流機構自主活動サポート助成金制度規程

平成23年4月16日制定

令和7年3月8日改定

内閣府（総務庁・総理府）青年国際交流事業並びに地方公共団体が実施した国際交流事業既参加者の経験や知識、情報、アイデアをいかして、社会に貢献できる活動の実行を促進することによって、日本青年国際交流機構（以下「IYEO」という。）の人的活力を社会に提供するとともに、団体としての活動の活性化を図るため、本助成金制度を創設する。

（対象者）

第1条 本助成金制度の対象となる者は、都道府県 IYEO 及び IYEO 正会員を代表者とする IYEO 会員（IYEO 正会員及び同一般会員をいう。以下同じ。）3名以上で構成するグループを基本とする。

2 前項のグループには、幹事を含めてはならない。

（選考及び申請）

第2条 本助成金制度の対象活動の選考に当たっては、年度予算額の範囲内で、別途定める選考規準に従って、対象活動及びその助成金の額を会長、副会長、財政担当幹事、事務局次長及び事務局次長を構成員とする選考会議（以下「ファンド選考会議」という。）で決定し、幹事会及び全国推進会議でこれを報告する。

2 都道府県 IYEO 事業として当該会長名で申請の際は、併せて所属ブロック幹事の推薦も必要とする。IYEO 会員で構成されるグループとして当該代表者名で申請の際は、グループ外の IYEO 会員2名以上の推薦人を必要とする。

3 推薦人がファンド選考会議の構成員の場合には、投票を棄権扱いとする。

4 助成金の額は、上限を10万円とする。

5 同一団体による同一事業については、2回目以降の申請は不可とする。

（実施及び報告）

第3条 第2条第1項に基づき決定された対象活動の決定通知及びその助成金（助成可能上限額）の交付を行うに当たっては、IYEO 会長名によって行う。

2 活動の変更が生じた場合には、変更した企画書、予算書とともに速やかに届け出る。助成金は、活動報告書が提出され、実施内容を確認した後に確定し、交付する。ただし、活動内容によっては、必要に応じて、事前の概算払もできることとする。

3 助成金対象活動の報告については、全国大会、ブロックイベント又は IYEO ホームページで行う。

日本青年国際交流機構自主活動サポート助成金制度選考基準

平成23年4月16日制定

令和7年3月8日改定

自主活動サポート助成金制度の選考基準は、以下による。

(活動内容)

第1条 本助成金制度の対象となる活動は、IYEO 活動方針に沿った活動とし、次の項目の一つ以上、当てはまるものとする。

- 1 地域の国際化及び活性化に資する活動
 - 2 国際交流及び国際協力に資する活動
 - 3 青少年及び次世代の育成に資する活動
 - 4 その他幹事会が認めた内容の活動
- 2 本助成金制度の対象となる活動は、広く一般を対象とする活動であることを条件とする。

(申請者の条件)

第2条 本助成金制度の申請は、以下のいずれかの主催で行うことを条件とする。

- 1 都道府県 IYEO が主催するもの。
- 2 構成員の過半数が IYEO 会員であるグループが主催するもの。かつ、決定に際して、IYEO が共催者となることを了承することを条件とする。

(申請者の除外)

第3条 次の項目に該当する場合は、本助成金制度の申請から除外する。

- 1 公序良俗に反する行為があった者が構成員となっている場合
- 2 内閣府青年国際交流事業及び国や地方公共団体が構成団体となっている場合

(助成対象)

第4条 助成の対象となる経費は、次のとおりとする。

- 1 消耗品費（筆記具、用紙など）
- 2 印刷費（案内チラシ、報告書作成など）
- 3 借料及び賃料（会場、車両、機材等）
- 4 通信費（郵送費等）
- 5 保険料（ボランティア保険等かけ金）
- 6 報償費（講師の謝金等）

- 7 プログラム上必要不可欠な食糧費（料理教室など）
 - 8 スタッフの移動にかかる費用
 - (1) ただし助成金額全体の半分を上限とする
 - 9 その他選考委員会で認められたもの
- また、助成の対象とならない経費は、次のとおりとする。
- 1 講師、スタッフ、参加者の飲食代
 - 2 有償ボランティアの日当
 - 3 その他選考委員会で相応しくないと認めたもの

(申請書類)

第 5 条 本助成金制度の申請にあたっては、「チャレンジ・ファンド」申請書に次に掲げる書類を添付し、オンラインフォーム経由で IYEO 会長（事務局）に申請しなければならない。

- 1 活動企画書、予算書、推薦書
- 2 団体概要書類（「自主活動サポート助成金制度における実施手順」参照）
- 3 その他必要と認める書類、資料

(実績報告)

第 6 条 本助成金制度の報告にあたっては、「チャレンジ・ファンド」報告書に次に掲げる書類を添付し、オンラインフォーム経由で IYEO 会長（事務局）に報告しなければならない。

- 1 IYEO ホームページに掲載する活動内容報告レポート（IYEO 会員以外が見て分かる前提の内容）
- 2 第三者による活動評価書
- 3 活動に際して作成した広報資料並びに当日配布資料
- 4 補助対象経費に係る領収書等の写し及び収支報告書

自主活動サポート助成金制度における実施手順

平成23年4月16日制定

令和7年3月8日改定

日本青年国際交流機構「自主活動サポート助成金制度」による助成金交付が実施される際は、日本青年国際交流機構自主活動サポート助成金制度規程及び同制度選考基準に従って実行されるが、その実施の手順は以下のとおりとする。

1. 申請締切り

当該年度内に実施される活動は年2回（当該年度6月15日、12月15日）のいずれかまでに、必要書類をオンラインフォーム経由で事務局に提出する。

2. 申請書類

- 1 「チャレンジ・ファンド」申請書（オンラインフォーム）
- 2 活動企画書、予算書、推薦書
- 3 団体概要書類
定款、規約・会則等のグループ内の運営規則、名簿、活動計画書、収支決算書
- 4 その他必要と認める書類、資料

3. 対象活動の決定

提出された書類に基づき、締切り後1か月以内に開催されるファンド選考会議において、申請者のプレゼンテーションと質疑応答を経て決定される。ただし、申請に必要な書類が期限までに全てそろっていることが選考対象の条件とする。

* 事務局は、申請締切り後速やかに、ファンド選考会議の日時を連絡する。

活動報告

対象活動終了後、1か月以内に必要書類を事務局に提出し、IYEO ホームページへの掲載をもって完了とする。申請者は全国大会にて、活動の展示・発表を実施することを基本にするが、活動内容によっては、ファンド選考会議の推薦によって発表の場を設けることとする。

* 申請者は年度末までに活動を終えること。活動が年度をまたぐ場合は年度内に一度報告を行うこと。

4. 報告書類

- 1 「チャレンジ・ファンド」報告書（オンラインフォーム）
- 2 第三者による活動評価書
- 3 活動に際して作成した広報資料並びに当日配布資料
- 4 補助対象経費に係る領収書等の写し及び収支報告書